

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置の創設 (国 15)(法人税:義)(所得税:外) (地 10)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>特定国立研究開発法人(仮称)への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、特定国立研究開発法人(仮称)への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「特定国立研究開発法人(仮称)」とは、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人として位置づけられ、別法で定められる法人を指す。</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定国立研究開発法人(仮称)について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定) 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄付金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。</p> <p>○「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日 自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会) 全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人 について自己財源確保のため寄附税制を拡充すべき。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 8. 科学技術・イノベーション政策の推進</p> <p>【施策】 ②科学技術イノベーション創造の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約232百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>(※)過去に、特定国立研究開発法人(仮称)と同様に公共性の高い法人である学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できることから、過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額166百万円が、1.4倍に増加するものとして試算。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率」と、「他の国立研究開発法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される。</p> <p>法人：平成28年度 33法人 平成29年度 40法人 平成30年度 47法人</p> <p>個人：平成28年度 47人 平成29年度 58人 平成30年度 68人</p> <p>※推計方法は、別添の「特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置に伴う適用見込みの試算について」を参照。</p>
		② 減収額	<p>特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人において、</p> <p>平成28年度</p>

		<p>国税： ▲12 百万円          地方税： ▲6 百万円          平成 29 年度          国税： ▲13 百万円          地方税： ▲7 百万円          平成 30 年度          国税： ▲14 百万円          地方税： ▲8 百万円          ※推計方法は、別添の「特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)          租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)          租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。          過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)          特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、特定国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)          減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍(件数は 1.8 倍)に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できる。          この結果、22 百万円の税収減となるものの、特定国立研究開発法人(仮称)が得られる寄附金額の増は 66 百万円(※)となり、多様な財源の確保を図ることにより研究開発の着実な推進が可能となる。これにより、我が国におけるイノベーションの創出に寄与し、生産性の向上や産業競争力の強化、国民の安全・安心の確保等に貢献する。          これまで、特定国立研究開発法人(仮称)の候補となっている法人では、開発したハードディスク用磁気ヘッドが世界シェア 100%(2013 年)を獲得、世界初の iPS 細胞を用いた網膜の再生医療の実施等の成果があがっている。          (※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 166 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>現在も、研究開発を行う独立行政法人に対する寄附金は、国からの補助金等と相まって、研究開発の推進に活用されており、自己収入確保の手段として重要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定国立研究開発法人(仮称)においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて特定国立研究開発法人(仮称)に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を拡充することができる</p> <p>双方の資金が相まって、特定国立研究開発法人(仮称)は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>特定国立研究開発法人(仮称)については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となり、世界トップレベルの研究開発成果を生み出すことが期待されている。特定国立研究開発法人(仮称)の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

## 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置に伴う 適用見込みの試算について

### 【適用見込み】

#### ○指定寄附金化に伴う適用見込み

平成 28 年度 33 法人

平成 29 年度 40 法人

平成 30 年度 47 法人

#### ○税額控除の導入に伴う適用見込み

平成 28 年度 47 人

平成 29 年度 58 人

平成 30 年度 68 人

### 【①指定寄付金化】

1. 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去 5 年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 25 年度分）に基づき試算した。
2. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人数は 419,604 法人で、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人数は 56,008 法人であり、全法人数の 13.3%（※1）を占めている。一方、特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である 2 法人に対する法人寄附について、過去 5 年間の寄附件数の平均は 198 件（※2）であり、当該法人の内訳も同様と仮定し、また、寄附募集努力等により、3 年後に 1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定（※3）すると、各事業年度における指定寄附金化による適用事業者数は、

平成 28 年度：198 法人 × 0.133 × 1.26 ≒ 33 法人

平成 29 年度：198 法人 × 0.133 × 1.53 ≒ 40 法人

平成 30 年度：198 法人 × 0.133 × 1.80 ≒ 47 法人

と推計される。

（※1） $56,008/419,604=0.133$

（※2）2 法人の年度ごとの寄附件数は、H22：204 件、H23：178 件、H24：211 件、H25：203 件、H26：196 件

（※3）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

## 【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 25 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：183,675 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの寄附金控除額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたりの寄附金控除額 (推計)(円)	表2の対応
a	～150 万円	11,818	6.4%	375	31,731	—
b	～300 万円	30,894	16.8%	1,151	37,256	あ
c	～500 万円	27,895	15.2%	1,381	49,507	い
d	～800 万円	26,449	14.4 %	1,750	66,165	う
e	～1,000 万円	11,414	6.2%	957	83,844	え
f	～2,000 万円	33,648	18.3 %	4,290	127,496	お
g	2,000 万円～	41,557	22.6 %	22,575	543,230	か
合計		183,675		32,478		

(※) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である2法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である53件（※1）の所得階級の内訳が、表1の割合（％）と同様と仮定すると、

a:3.4人、b:8.9人、c:8.1人、d:7.6人、e:3.3人、f:9.7人、g:12人となる。このうち、税額控除を選択することになる人数については、

- ・ 表中a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外
  - ・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40%と同率）ため除外
- となり、残りのb～fの階層が税額控除を選択すると仮定する。

（※1）2法人の年度ごとの寄附件数は、H22: 43件、H23: 54件、H24: 48件、H25: 63件、H26: 59件

3. 税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、各々の階級の寄附件数が1.8倍に増加する（※2）と仮定すると、適用見込み人数は、

平成28年度:  $(b+c+d+e+f) \times 1.26 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.26 \doteq 47$ 人

平成29年度:  $(b+c+d+e+f) \times 1.53 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.53 \doteq 58$ 人

平成30年度:  $(b+c+d+e+f) \times 1.80 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.80 \doteq 68$ 人

と推計される。

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置に伴う  
減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

平成 28 年度	国税：12 百万円、地方税：6 百万円
平成 29 年度	国税：13 百万円、地方税：7 百万円
平成 30 年度	国税：14 百万円、地方税：8 百万円

① 指定寄附金化に伴う減収見込額

平成 28 年度	17 百万円（国税：11 百万円、地方税：6 百万円）
平成 29 年度	19 百万円（国税：12 百万円、地方税：7 百万円）
平成 30 年度	21 百万円（国税：13 百万円、地方税：8 百万円）

② 税額控除の導入に伴う減収見込額（国税のみ）

平成 28 年度	0.6 百万円
平成 29 年度	0.7 百万円
平成 30 年度	0.8 百万円

【①指定寄附金化】

1. 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去 5 年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 25 年度分）に基づき試算した。
2. 特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である 2 法人（理化学研究所及び産業技術総合研究所）に対する法人寄附について、過去 5 年間の寄附額の平均である 142,421 千円（※1） をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、3 年後に 1.4 倍に寄附額が増加すると仮定（※2） して、各事業年度の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）2 法人の年度ごとの寄附金額は、H22：118,381 千円、H23：108,274 千円、  
H24：186,611 千円、H25：183,707 千円、H26：115,131 千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

平成 28 年度	：142,421 千円	×	1.133…	=	161,410 千円（約 161 百万円）
平成 29 年度	：142,421 千円	×	1.266…	=	180,400 千円（約 180 百万円）
平成 30 年度	：142,421 千円	×	1.40	=	199,389 千円（約 199 百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 698,590 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 184,512 百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$184,512 \text{ 百万} \div 698,590 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{26.4\%}$$

4. これらをもとに、特定国立研究開発法人（仮称）に移行予定の 2 法人に係る減収見込額を算定する。

【平成 30 年度における減収見込み額】

○ 国税分

・ 法人税  $199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 23.9\% \text{ (税率)} \div \underline{12.6 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、普通法人に対する法人税率

・ 地方法人税  $12.6 \text{ 百万円} \times 4.4\% \div \underline{0.6 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の 4.4%。

○ 地方税分

・ 法人住民税

(法人税割)  $12.6 \text{ 百万円} \times 12.9\% \div \underline{1.6 \text{ 百万円}}$

※税率は、総務省指定の率。

・ 法人事業税所得割（収入割）（特別税含む。）

(A. 法人事業税所得割（収入割）の減収額)

$$199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 5.1\% \div 2.7 \text{ 百万円}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$$2.7 \text{ 百万円} \times 115.0\% \div 3.1 \text{ 百万円}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を法人事業税所得割（収入割）の減収額（特別税含む。）とする。

$$2.7 \text{ 百万円} + 3.1 \text{ 百万円} \div \underline{5.8 \text{ 百万円}}$$

・ 法人事業税（付加価値割）

$$199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 0.56\% \div \underline{0.3 \text{ 百万円}}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

5. 以上、減収見込み額（指定寄附金化による）は、以下の通り。

○ 国 税： 12.6 百万円 + 0.6 百万円 ≒ 13 百万円

○ 地方税： 1.6 百万円 + 5.8 百万円 + 0.3 百万円 ≒ 8 百万円

6. 同様に、平成 28 年度、平成 29 年度における減収見込み額を推計すれば以下のとおり。

平成 28 年度 国税： 11 百万円 地方税： 6 百万円

平成 29 年度 国税： 12 百万円 地方税： 7 百万円

## 【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 25 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：183,675 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたりの寄付金控除額(円)	表2の対応
a	～150 万円	11,818	6.4%	375	31,731	—
b	～300 万円	30,894	16.8%	1,151	37,256	あ
c	～500 万円	27,895	15.2%	1,381	49,507	い
d	～800 万円	26,449	14.4 %	1,750	66,165	う
e	～1,000 万円	11,414	6.2%	957	83,844	え
f	～2,000 万円	33,648	18.3 %	4,290	127,496	お
g	2,000 万円～	41,557	22.6 %	22,575	543,230	か
合計		183,675		32,478		

(※) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 - 所得控除額 = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad 37,256 \times 0.4 - 37,256 \times 0.05 = \underline{13,040 \text{ 円}}$$

$$c \quad 49,507 \times 0.4 - 49,507 \times 0.1 = \underline{14,852 \text{ 円}}$$

$$d \quad 66,165 \times 0.4 - 66,165 \times 0.2 = \underline{13,233 \text{ 円}}$$

$$e \quad 83,844 \times 0.4 - 83,844 \times 0.23 = \underline{14,253 \text{ 円}}$$

$$f \quad 127,496 \times 0.4 - 127,496 \times 0.33 = \underline{8,925 \text{ 円}}$$

$$g \quad 543,230 \times 0.4 - 543,230 \times 0.4 = \underline{0 \text{ 円}}$$

※ g は、差額 0 円

特定国立研究開発法人（仮称）に移行する予定の2法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である53件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、3年後の寄附件数が1.8倍に増加すると仮定（※2）して2法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）2法人の年度ごとの寄附件数は、H22：43件、H23：54件、H24：48件、H25：63件、H26：59件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数

平成28年度：53 × 1.26 ≒ 67（人）

平成29年度：53 × 1.53 ≒ 81（人）

平成30年度：53 × 1.80 ≒ 95（人） となる。

【平成30年度における減収見込み額】

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (95 \text{ 人} \times 16.8\%) \times 13,040 \text{ 円} \quad \doteq 208,118 \text{ 円}$$

$$c \quad (95 \text{ 人} \times 15.2\%) \times 14,852 \text{ 円} \quad \doteq 214,463 \text{ 円}$$

$$d \quad (95 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 13,233 \text{ 円} \quad \doteq 181,027 \text{ 円}$$

$$e \quad (95 \text{ 人} \times 6.2\%) \times 14,253 \text{ 円} \quad \doteq 83,950 \text{ 円}$$

f (95人×18.3%) × 8,925円 ≒155,161円

g →減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 842,719円≒0.8百万円が減収見込額となる。

同様に、平成28年度、平成29年度における減収見込み額を推計すれば以下のとおり。

平成28年度 : 594,339円≒0.6百万円

平成29年度 : 718,529円≒0.7百万円

⇒ ①(指定寄附金化による減収見込み額)、②(税額控除の導入による減収見込み額)を合計した各事業年度の減収見込み額は以下のとおり。

平成28年度 国税 : 12百万円、地方税 : 6百万円

平成29年度 国税 : 13百万円、地方税 : 7百万円

平成30年度 国税 : 14百万円、地方税 : 8百万円